



読者のためのページです。

酪農関係のご質問、ご感想、本誌に対するご意見など、どしどしお寄せ下さい。
また、経営の概要、試作試験、口一
カルニーユスなどもお知らせ下さい。
この分の掲載には薄謝を呈します。

集約牧野造成事業とは

問 牧草と園芸第十巻第六号（昭和三十一年秋季特集号）に「あなたの地方で草地造成がこの位計画されている」の記事が掲載され、昭和三十七年度集約牧野改良地面積として、当大分県三五〇haが計画され

ているとありましたので、当地農業改良普及員に問い合わせましたが全く不明です。この事業はどのようなものでしょうか、またいかなる手続をとったら良いのでしょうか。詳しくご教示下さい。

答 国の行なっている草地改良事業にはどんなものがあるか、簡単に解説申し上げましょ。

一 集約牧野造成事業

○昭和二八年度から「高度集約牧野事業」として始まり

○昭和三一年度「高度集約牧野展示施設

設置事業」は変わる

○昭和三三、三四年再度「高度集約牧

野造成改良事業」となる

○昭和三五年度「高度」を除き「集約牧

野造成事業」となる

この事業は乳牛の飼養合理化を主たる目

的として牧草導入により牧野を高位生産草

地化する事業で

（1）利用部落から二キロ以内、または一時

間以内に往復し得る距離にあるもの

（2）依存家畜、とくに乳牛密度が高いも

の（3）改良事業の実施が技術的・経済的に可

能であるもの

（4）資金計画の面で、補助残額と、補助

対象事業外の改良事業費について、資金措

置が講ぜられるもの認められるもの

（5）管理機構が確立されており、かつ改

良効果の増大を期待し得る維持管理に関す

る規程のあるものを対象とし、次の基準及

び条件を具備するものに対し補助金を交付

して、事業を実施することにしております

1 事業採択基準

（1）対象牧野

集酪地域内、または知事が酪農振興上緊要と認める地区内に所在する牧野で、地方公団体または農協が所有権または維持管理に関する委託契約等に基づいて管理する公共利用または共同利用の牧野であることを。

なお地方公団体または農協が牧野の維持管理を所有権および使用収益権との委託契約等によっておこなうについては少なくとも、

（1）当該土地は六年以上牧野として利用するものであること

（2）牧野の利用および維持管理は管理規程その他管理者の指示するところにしたがうこと

（3）事業着手前に土壤調査が完了していること

（4）利用者は管理規定を遵守すること

（5）牧野の造成改良およびその後六カ年間の維持管理に要する経費の総額が、その事業によって増産される牧野の総量中に含

まれる養分総量（TDN）と同一量の養分総量を含有する米糠の購入額を越えないこと

認められる事等を条件としており

項 目	事 業 の 種 類	補 助 率	当 標 準 額	摘 要
設計指導監督事務費	旅費、その他	二分の一以内	二〇〇円	総事業費の三%の二分の一
改良事業費	障害物除去、起土整地費	三〇%以内	三、五〇	
牧草導入費	土壤改良資材費	〃	七四〇	石灰灰四分之一草地肥料含む
〃	手労働、機械改良	四、五〇	いね科五〇、まめ科一〇	手労働、機械改良

（6）契約違反に対する措置（損害賠償等）などの事業が明らかにされているものであること

（2）所業主體

補助事業を行なうものは当該牧野を管理する地方公共団体、または農協とし次に該当するもの。

（3）事業計画面積がおおむね二〇〇ha以上あること（開拓付帶地の場合は五〇ha以上）

但し改良実施面積を含めることも出来る

（4）事業計画面積を構成する牧野は同一地区内の五ヶ八畠地以内

（5）事業面積

年間補助事業面積はおおむね五〇ha以上とし、原則として単年度事業とし、特に必要の場合は継続事業とする場合もあるがその限度は当該年度予算の六〇%以内とする。

（6）補助事業実施後三ヵ年内で実施面積、改良面積を含めて二〇〇ha以上の改良を完了する計画があつて、その中補助対象となるものが一〇〇ha以上（開拓付帶地の場合は二・五ha）であること

（7）改良後六ヵ年間當たり平均生常二

（8）二・五ha以上の生産確保の管理規定があること

（9）農業近代化資金（昭和三六、法律二

〇一号、同年政令三四六号）での草地造成（償還期一〇年、据置期間二年、利子年五分等）

（10）農業改良資金制度の畜産技術導入の項での草地造成（償還期一〇年、利子年五分等）

（11）自給飼料栽培（二年償還、金利据置期二年）

（12）永年草地更新（三年償還、金利据置期二年）

（13）等もあり、兎に角、農業の成長部門の畜産振興のために飼料基盤の整備が必要と

いうことで、草地造成も從来の補助事業から昭和三七年からは道路づくりと同様の公

事業に切替えられた部門もあり重要視さ

れて来ており、種々な施策が計画されてお

るようですから、絶えず県、市町村当局で

お調べ下さい。

二 またこの他にも草地造成を助長するための制度としては

1 農業近代化資金（昭和三六、法律二

〇一号、同年政令三四六号）での草地造成（償還期一〇年、据置期間二年、利子年五分等）

（2）農業改良資金制度の畜産技術導入の項での草地造成（償還期一〇年、利子年五分等）

（3）自給飼料栽培（二年償還、金利据置期二年）

（4）永年草地更新（三年償還、金利据置期二年）

（5）等もあり、兎に角、農業の成長部門の畜産振興のために飼料基盤の整備が必要と

いうことで、草地造成も從来の補助事業から昭和三七年からは道路づくりと同様の公

事業に切替えられた部門もあり重要視さ

れて来ており、種々な施策が計画されてお

るようですから、絶えず県、市町村当局で

お調べ下さい。